7月27日			
į 13	"	林業振興課	
8月17日			
平成 13 年 8 月 8 日及び	"	森林整備課	
9月21日			
平成 13 年 9 月 3 日及び	"	林政課	林務水産部
8月24日			
平成13年8月16日及び	"	農村整備課	
8月24日			
平成 13 年 8 月 17 日及び	"	農地建設課	
9月4日			
平成 13 年 8 月 27 日及び	"	農村計画課	
8月24日			
平成 13 年 8 月 21 日及び	"	畜産課	
8月24日			
平成 13 年 8 月 22 日及び	"	園芸生産流通課	
9月4日			
平成 13 年 8 月 28 日及び	"	農産課	
9月4日	,		
平成 13 年 8 月 31 日及び	"	経営技術課	
9月4日			
平成 13 年 8 月 30 日及び	"	農業振興課	
9月10日			
平成 13 年 9 月 5 日及び	"	農業団体金融課	
9月25日	-		
平成 13 年 9 月 6 日及び	"	農政課	農政部
9月3日			
平成 13 年 8 月 22 日及び	"	職業能力開発課	
9月3日			
平成 13 年 8 月 23 日及び	"	労働雇用課	
9月3日			
平成 13 年 8 月 27 日及び	"	観光物産課	
9月3日			
平成 13 年 8 月 30 日及び	"	企業立地課	
9月12日	13年3月		幣
平成13年8月31日及び	平成12年4月~平成	経営金融課	商工観光労働
監査執行年月日	監査対象期間	監査対象機関	押

8月21日			
平成 13 年 8 月 2 日及び	"	砂防課	
8月21日			
平成 13 年 8 月 3 日及び	"	住宅課	
8月21日			
平成 13 年 8 月 7 日及び	"	営繕課	
8月21日			
平成 13 年 8 月 8 日及び	"	建築課	
8月28日			
平成 13 年 8 月 10 日及び	"	下水道課	
8月28日			
平成 13 年 8 月 22 日及び	"	新幹線都市整備総室	
9月10日			
平成 13 年 8 月 23 日及び	"	都市計画課	
8月28日			
平成 13 年 8 月 16 日及び	"	港湾課	
8月28日			
平成 13 年 8 月 17 日及び	"	河川課	
9月10日			
平成 13 年 8 月 29 日及び	"	道路維持課	
9月10日			
平成 13 年 8 月 30 日及び	"	道路建設課	-
9月10日			
平成 13 年 9 月 3 日及び	"	土木技術管理室	
9月12日			
平成 13 年 9 月 4 日及び	"	用地対策課	
9月25日			
平成 13 年 9 月 6 日及び	III	無理課	土木部
7月27日			
平成 13 年 7 月 19 日及び	"	漁港課	
7月27日			
平成 13 年 7 月 18 日及び	"	水産振興課	
7月27日			
平成 13 年 7 月 24 日及び	" "	漁政課	
8月17日	13年3月		
平成 13 年 8 月 7 日及び	平成12年4月~平成	森林保全課	林務水産部
配宜教(1)年月日	荒	恒 担 义 % (%) 光	ī
界本华公东口口	日本中本中	* 大字布泰盟	7

日及び9月25日			
平成 13 年 9 月 11 日 ~13	"		農本家
8月31日			
平成 13 年 7 月 27 日及び	"		議会事務局
8月17日			
平成 13 年 7 月 24 日及び	ji j	員会事務局	地方労働委員会事務局
平成 13 年 9 月 17 日	11	務局	開發車首委基署
8月17日			
平成 13 年 7 月 25 日及び	"	事務局	人事委員会事務局
9月12日			
平成 13 年 9 月 4 日及び	"	全国高校総体推進室	
8月22日			
平成 13 年 8 月 16 日及び	"	施設課	
8月31日			
平成 13 年 8 月 29 日及び	"	体育保健課	
8月22日			
平成 13 年 8 月 7 日及び	"	文化課	
8月22日			
平成 13 年 8 月 8 日及び	"	同和教育課	
8月22日			
平成 13 年 8 月 17 日及び	"	社会教育課	
9月12日			
平成 13 年 8 月 24 日及び	"	学校人事課	
8月31日		-	
平成 13 年 8 月 23 日及び	"	義務教育課	
8月31日			
平成 13 年 8 月 28 日及び	"	高校教育課	
9月21日			務局
平成 13 年 9 月 3 日及び	"	総務企画課	教育委員会事
8月17日			
平成 13 年 8 月 9 日及び	"	用度課	
8月17日	13年3月		
平成 13 年 8 月 10 日及び	平成12年4月~平成	会計課	出納局
監査執行年月日	監査対象期間	監査対象機関	潤
[] [1.7

監査の主眼

0

経済性、効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。 員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部を対象に、合規性、正確性、 今回の監査は、本庁知事部局74課室、教育庁10課室、人事委員会事務局、監査委

- (1) 収入調定は適正に行われているか。
- (2) 収入未済が防止出来るような体制になっているか。また、収入未済の解消に努 めているか。
- (3) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (4) 予算の効率的執行は図られているか。
- 各種の契約事務は適正に行われているか。

(5)

- (6) 工事は適切に実施されているか。
- (7) 物品の取得、管理は適正に行われているか。
- (8) 財産の取得、管理は適正に行われているか。 行政目的を効果的に達成する体制となっているか。
- 現金収入事務をチェック出来る体制になっているか。

(9)

- 公文書の管理は適正か。
- (12) 現金領収書の発行は適正か。

監査の結果

報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

0

総務部

村が徴収することとなっているため、市町村の徴収状況を十分把握し、積極的 な支援に努めること。 消に努めること。特に、大きな割合を占めている個人県民税については、市町 県税の未収金 (6, 495, 990, 608円) について、引き続きその解

(税務課)

適正な課税に努めること。

(2)

(税務課)

なっているものがある。市町村と連携を密にして、課税客体を早期に把握し、

不動産取得税(建築分)について、評価時期の遅れにより、賦課期限切れに

健康福祉部

(1) 保健所における健康診断に係る使用料は、熊本県保健所条例施行規則第2条 通知書により納付されているものが多数あった。 県手数料条例第3条により、申請時に納めることとされているが、事後に納入 により、その都度徴収することとされ、また、水質検査に係る手数料は、熊本

(健康福祉政策課)